議案第69号

行政機構の改正に伴う関係条例の整備に関する条例(案)

(飯能市部室設置条例の一部改正)

第1条 飯能市部室設置条例(平成11年条例第21号)の一部を次のように 改正する。

「企画部 第1条中 を「企画総務部」に、「健康福祉部」を 総務部」

「農林部

福祉子ども部に、「危機管理室」を「防災危機管理室」に改める。

健康推進部」

第2条企画部の項中「企画部」を「企画総務部」に改め、同項に次の9号 を加える。

- 9 議会及び市の一般行政に関すること。
- 10 文書に関すること。
- 11 条例、規則等に関すること。
- 12 統計に関すること。
- 13 選挙に関すること。
- 14 職員の人事、給与、研修及び厚生に関すること。
- 15 契約に関すること。
- 16 工事の検査に関すること。
- 17 他の部の主管に属さないこと。

第2条総務部の項を削り、同条産業環境部の項第5号中「農林業の振興」 を「ふるさと納税」に改め、同項の次に次のように加える。

農林部

1 農林業の振興に関すること。

第2条健康福祉部の項中「健康福祉部」を「福祉子ども部」に改め、第3 号から第5号までを削り、同項の次に次のように加える。

健康推進部

- 1 国民健康保険及び国民年金に関すること。
- 2 保健衛生に関すること。
- 3 健康づくりの推進に関すること。

第2条危機管理室の項中「危機管理室」を「防災危機管理室」に改める。 (飯能市総合振興計画策定条例の一部改正)

第2条 飯能市総合振興計画策定条例(平成27年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第12条中「企画部企画調整課」を「企画総務部企画課」に改める。

(飯能市山間地域振興審議会条例の一部改正)

第3条 飯能市山間地域振興審議会条例(平成17年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条中「市民生活部地域活動支援課」を「市民生活部市民協働推進課」に改める。

(飯能市社会経済政策会議条例の一部改正)

第4条 飯能市社会経済政策会議条例(平成25年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第8条中「企画部企画調整課」を「企画総務部企画課」に改める。

(飯能市行政改革審議会条例の一部改正)

第5条 飯能市行政改革審議会条例(平成26年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条中「企画部企画調整課」を「企画総務部企画課」に改める。

(飯能市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第6条 飯能市特別職報酬等審議会条例(昭和39年条例第39号)の一部を 次のように改正する。

第6条中「総務部職員課」を「企画総務部職員課」に改める。

(飯能市指定管理者選定委員会条例の一部改正)

第7条 飯能市指定管理者選定委員会条例(平成26年条例第2号)の一部を 次のように改正する。

第8条中「企画部企画調整課」を「企画総務部企画課」に改める。

(飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会条例の一部改正)

第8条 飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会条例(平成11年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条中「総務部庶務課」を「企画総務部庶務課」に改める。

(飯能市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一 部改正)

第9条 飯能市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (昭和43年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条の6及び第20条中「総務部職員課」を「企画総務部職員課」に改める。

(飯能市入札監視委員会条例の一部改正)

第10条 飯能市入札監視委員会条例(平成26年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条中「総務部契約検査課」を「企画総務部契約検査課」に改める。 (飯能市建設工事総合評価審査委員会条例の一部改正)

第11条 飯能市建設工事総合評価審査委員会条例(平成26年条例第5号) の一部を次のように改正する。

第8条中「総務部契約検査課」を「企画総務部契約検査課」に改める。 (飯能市建設工事工法選定委員会条例の一部改正)

第12条 飯能市建設工事工法選定委員会条例(平成26年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条中「総務部契約検査課」を「企画総務部契約検査課」に改める。 (飯能市公共施設等マネジメント推進審議会条例の一部改正)

第13条 飯能市公共施設等マネジメント推進審議会条例(平成28年条例第 12号)の一部を次のように改正する。

第8条中「財務部管財課」を「財務部資産経営課」に改める。

(飯能市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部改正)

第14条 飯能市いじめ問題対策連絡協議会条例(平成27年条例第10号) の一部を次のように改正する。

第6条中「学校教育部学校教育課」を「教育部学校教育課」に改める。

(飯能市いじめ問題専門委員会条例の一部改正)

第15条 飯能市いじめ問題専門委員会条例(平成27年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第10条中「学校教育部学校教育課」を「教育部学校教育課」に改める。 (飯能市就学支援委員会条例の一部改正)

第16条 飯能市就学支援委員会条例(昭和53年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第8条中「学校教育部学校教育課」を「教育部学校教育課」に改める。 (飯能市奨学資金貸与条例の一部改正)

第17条 飯能市奨学資金貸与条例(昭和46年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第18条中「学校教育部教育総務課」を「教育部教育総務課」に改める。 (飯能市青少年問題協議会設置条例の一部改正)

第18条 飯能市青少年問題協議会設置条例(昭和33年条例第4号)の一部 を次のように改正する。

第8条中「生涯学習スポーツ部生涯学習課」を「教育部生涯学習課」に改める。

(飯能市公民館設置及び管理条例の一部改正)

第19条 飯能市公民館設置及び管理条例(昭和51年条例第10号)の一部 を次のように改正する。

第11条中「生涯学習スポーツ部生涯学習課」を「教育部生涯学習課」に 改める。

(飯能市文化財保護条例の一部改正)

第20条 飯能市文化財保護条例(昭和51年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第19条中「生涯学習スポーツ部生涯学習課」を「教育部生涯学習課」に 改める。

(飯能市地域福祉審議会条例の一部改正)

第21条 飯能市地域福祉審議会条例(平成26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第8条中「健康福祉部地域・生活福祉課」を「福祉子ども部地域・生活福祉課」に改める。

(飯能市児童福祉審議会条例の一部改正)

第22条 飯能市児童福祉審議会条例(平成15年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第8条中「健康福祉部子育て支援課」を「福祉子ども部子育て支援課」に改める。

(飯能市老人ホーム入所等判定委員会条例の一部改正)

第23条 飯能市老人ホーム入所等判定委員会条例(平成26年条例第13号) の一部を次のように改正する。

第8条中「健康福祉部介護福祉課」を「福祉子ども部介護福祉課」に改める。

(飯能市成年後見制度利用促進審議会条例の一部改正)

第24条 飯能市成年後見制度利用促進審議会条例(令和2年条例第7号)の 一部を次のように改正する。

第8条中「健康福祉部介護福祉課」を「福祉子ども部介護福祉課」に改める。

(飯能市障害福祉審議会条例の一部改正)

第25条 飯能市障害福祉審議会条例(平成26年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第8条中「健康福祉部障害者福祉課」を「福祉子ども部障害福祉課」に改める。

(飯能市介護保険事業計画等策定委員会条例の一部改正)

第26条 飯能市介護保険事業計画等策定委員会条例(平成26年条例第16 号)の一部を次のように改正する。

第8条中「健康福祉部介護福祉課」を「福祉子ども部介護福祉課」に改める。

(飯能市地域包括支援センター運営等協議会条例の一部改正)

第27条 飯能市地域包括支援センター運営等協議会条例(平成26年条例第 17号)の一部を次のように改正する。 第8条中「健康福祉部介護福祉課」を「福祉子ども部介護福祉課」に改める。

(飯能市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第28条 飯能市予防接種健康被害調査委員会条例(平成26年条例第18号) の一部を次のように改正する。

第8条中「健康福祉部健康づくり支援課」を「健康推進部健康づくり支援課」に改める。

(飯能市男女共同参画推進条例の一部改正)

第29条 飯能市男女共同参画推進条例(平成27年条例第40号)の一部を 次のように改正する。

第21条中「市民生活部地域活動支援課」を「市民生活部市民協働推進課」 に改める。

(飯能市都市計画審議会条例の一部改正)

第30条 飯能市都市計画審議会条例(平成12年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第8条中「建設部まちづくり推進課」を「建設部都市計画課」に改める。 (飯能市空家等対策協議会条例の一部改正)

第31条 飯能市空家等対策協議会条例(平成31年条例第10号)の一部を 次のように改正する。

第8条中「建設部まちづくり推進課」を「建設部都市計画課」に改める。 (飯能市公共事業評価監視委員会条例の一部改正)

第32条 飯能市公共事業評価監視委員会条例(平成26年条例第20号)の 一部を次のように改正する。

第9条中「建設部道路公園課」を「建設部建設管理課」に改める。

(飯能市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正)

第33条 飯能市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例(平成24年 条例第36号)の一部を次のように改正する。

第10条中「危機管理室」を「防災危機管理室」に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月26日提出

飯能市長 新井 重 治

- 7 - 69

飯能市部室設置条例新旧対照表(第1条関係)

改正後	改正前
(設置)	(設置)
第1条 省略	第1条 省略
企画総務部	<u>企画部</u>
	総務部
財務部	財務部
市民生活部	市民生活部
産業環境部	産業環境部
農林部	健康福祉部
福祉子ども部	
健康推進部	
建設部	建設部
秘書室	秘書室
防災危機管理室	<u>危機管理室</u>
行政不服審査室	行政不服審査室
(事務分掌)	(事務分掌)
第2条 省略	第2条 省略
<u>企画総務部</u>	<u>企画部</u>
1~8 省略	1~8 省略
9 議会及び市の一般行政に関する	
こと。	
10 文書に関すること。	
11 条例、規則等に関すること。	
12 統計に関すること。	
13 選挙に関すること。	
14 職員の人事、給与、研修及び厚	
生に関すること。	
<u>15 契約に関すること。</u>	

- 16 工事の検査に関すること。
- 17 他の部の主管に属さないこと。

財務部~市民生活部 省略

1~4 省略

産業環境部

5 ふるさと納税に関すること。

6~10 省略

農林部

1 農林業の振興に関すること。

福祉子ども部

1~2 省略

健康推進部

1 国民健康保険及び国民年金に関すること。

総務部

- 1 議会及び市の一般行政に関する
- 2 文書に関すること。
- 3 条例、規則等に関すること。
- 4 統計に関すること。
- 5 選挙に関すること。
- 6 職員の人事、給与、研修及び厚 生に関すること。
- 7 契約に関すること。
- 8 工事の検査に関すること。
- 9 他の部の主管に属さないこと。

財務部~市民生活部 省略

産業環境部

- 1~4 省略
- 5 農林業の振興に関すること。
- 6~10 省略

健康福祉部

- 1~2 省略
- 3 国民健康保険及び国民年金に関すること。
- 4 保健衛生に関すること。
- 5 健康づくりの推進に関すること。

- 2 保健衛生に関すること。
- 3 健康づくりの推進に関すること。

建設部~秘書室 省略

防災危機管理室

1 省略

行政不服審查室 省略

建設部~秘書室 省略

危機管理室

1 省略

行政不服審查室 省略

飯能市総合振興計画策定条例新旧対照表(第2条関係)

改正後	改正前	
(審議会の庶務)	(審議会の庶務)	
第12条 審議会の庶務は、企画総務部企	第12条 審議会の庶務は、企画部企画調	
<u>画課</u> において処理する。	整課において処理する。	

飯能市山間地域振興審議会条例新旧対照表(第3条関係)

改正後	改正前
(庶務)	(庶務)
第8条 審議会の庶務は、市民	民生活部市民 第8条 審議会の庶務は、市民生活部地域
協働推進課において処理す	る。 <u>活動支援課</u> において処理する。

- 5 - 69

飯能市社会経済政策会議条例新旧対照表 (第4条関係)

改正後		改正前	
(庶務	务)	(庶務)	
第8条	政策会議の庶務は、企画総務部企	第8条 政策会議の庶務は、企画部企画語	
画課/	こおいて処理する。	整課において処理する。	
		:	

飯能市行政改革審議会条例新旧対照表(第5条関係)

改正後	改正前	
(庶務)	(庶務)	
第8条 審議会の庶務は、企画総務部企画	第8条 審議会の庶務は、企画部企画調整	
課において処理する。	<u>課</u> において処理する。	

飯能市特別職報酬等審議会条例新旧対照表 (第6条関係)

改正後	改正前	
(庶務)	(庶務)	
第6条 審議会の庶務は、企画総務部職員	第6条 審議会の庶務は、総務部職員課に	
<u>課</u> において処理する。	おいて処理する。	

飯能市指定管理者選定委員会条例新旧対照表 (第7条関係)

改正後	改正前	
(庶務)	(庶務)	
第8条 委員会の庶務は、企画総務部企画	第8条 委員会の庶務は、企画部企画調	
<u>課</u> において処理する。	課において処理する。	

69

- 9 -

飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会条例新旧対照表(第8条関係)

改正後	改正前	
(庶務)	(庶務)	
第8条 審議会の庶務は、企画総務部庶務	第8条 審議会の庶務は、総務部庶務課に	
課において処理する。	おいて処理する。	

69 - 10 -

飯能市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表(第 9条関係)

改正後	改正前	
(認定委員会の庶務)	(認定委員会の庶務)	
第4条の6 認定委員会の庶務は、企画総	第4条の6 認定委員会の庶務は、総務部	
<u>務部職員課</u> において処理する。	<u>職員課</u> において処理する。	
(審査会の庶務)	(審査会の庶務)	
第20条 審査会の庶務は、企画総務部職	第20条 審査会の庶務は、総務部職員課	
<u>員課</u> において処理する。	において処理する。	

- 11 - 69

飯能市入札監視委員会条例新旧対照表(第10条関係)

改正後	改正前	
(庶務)	(庶務)	
第8条 委員会の庶務は、企画総務部契約	第8条 委員会の庶務は、総務部契約検査	
検査課において処理する。	課において処理する。	

69 - 12 -

飯能市建設工事総合評価審査委員会条例新旧対照表 (第11条関係)

	改正後		改正前	
(庶務	务)	(庶務)		
第8条	委員会の庶務は、企画総務部契約	第8条 委員会の庶務は、総務部契約権		
検査調	黒において処理する。	<u>課</u> において処理する。		

- 13 - 69

飯能市建設工事工法選定委員会条例新旧対照表(第12条関係)

改正後		改正前	
(庶和	务)	(庶務)	
第8条	委員会の庶務は、 <u>企画総務部契約</u>	第8条 委員会の庶務は、総務部契約検	
検査部	果 において処理する。	課において処理する。	

飯能市公共施設等マネジメント推進審議会条例新旧対照表(第13条関係)

改正後		改正前	
(庶務)		(庶務)	
第8条	審議会の庶務は、財務部資産経営	第8条	審議会の庶務は、財務部管財課に
<u>課</u> において処理する。		おいて	て処理する。

- 15 - 69

飯能市いじめ問題対策連絡協議会条例新旧対照表(第14条関係)

改正後	改正前	
(庶務)	(庶務)	
第6条 協議会の庶務は、教育委員会教育	第6条 協議会の庶務は、教育委員会学校	
部学校教育課において処理する。	教育部学校教育課において処理する。	

69 - 16 -

飯能市いじめ問題専門委員会条例新旧対照表 (第15条関係)

改正後		改正前	
(庶務)		(庶務)	
第10条	専門委員会の庶務は、教育委員	第10条	専門委員会の庶務は、教育委員
会教育部	B学校教育課において処理する。	会 <u>学校</u>	教育部学校教育課において処理
		する。	

- 17 - 69

飯能市就学支援委員会条例新旧対照表(第16条関係)

改正後		改正前	
(庶務)		(庶務)	
第8条	委員会の庶務は、教育委員会 <u>教育部</u>	第8条	委員会の庶務は、教育委員会 <u>学校教</u>
<u>学校</u>	<u>枚育課</u> において処理する。	育部 1	学校教育課において処理する。

69 - 18 -

飯能市奨学資金貸与条例新旧対照表 (第17条関係)

改正後	改正前	
(選考委員会の庶務)	(選考委員会の庶務)	
第18条 選考委員会の庶務は、教育委員会	第18条 選考委員会の庶務は、教育委員会	
教育部教育総務課において処理する。	<u>学校教育部教育総務課</u> において処理する。	

- 19 - 69

飯能市青少年問題協議会設置条例新旧対照表(第18条関係)

改正後	改正前	
(庶務)	(庶務)	
第8条 協議会の庶務は、飯能市教育委員会	第8条 協議会の庶務は、飯能市教育委員会	
<u>教育部生涯学習課</u> において処理する。	生涯学習スポーツ部生涯学習課において	
	処理する。	

69 - 20 -

飯能市公民館設置及び管理条例新旧対照表 (第19条関係)

改正後	改正前	
(審議会の庶務)	(審議会の庶務)	
第11条 審議会の庶務は、教育委員会 <u>教育</u>	第11条 審議会の庶務は、教育委員会生涯	
<u>部生涯学習課</u> において処理する。	<u>学習スポーツ部生涯学習課</u> において処理	
	する。	

- 21 - 69

飯能市文化財保護条例新旧対照表(第20条関係)

改正後	改正前	
(委員会の庶務)	(委員会の庶務)	
第19条 委員会の庶務は、教育委員会教	第19条 委員会の庶務は、教育委員会生	
<u>育部生涯学習課</u> において処理する。	<u>涯学習スポーツ部生涯学習課</u> において	
	処理する。	

69 - 22 -

飯能市地域福祉審議会条例新旧対照表 (第21条関係)

改正後	改正前	
(庶務)	(庶務)	
第8条 審議会の庶務は、福祉子ども部地 域・生活福祉課において処理する。	第8条 審議会の庶務は、 <u>健康福祉部地</u> 域・生活福祉課において処理する。	

- 23 - 69

飯能市児童福祉審議会条例新旧対照表(第22条関係)

改正後	改正前	
(庶務)	(庶務)	
第8条 審議会の庶務は、福祉子ども部子	第8条 審議会の庶務は、健康福祉部子育	
<u>育て支援課</u> において処理する。	て支援課において処理する。	

飯能市老人ホーム入所等判定委員会条例新旧対照表(第23条関係)

改正後		改正前	
(庶務)		(庶務)	
第8条	委員会の庶務は、福祉子ども部介	第8条	委員会の庶務は、健康福祉部介護
護福祉課において処理する。		福祉記	果 において処理する。

- 25 - 69

飯能市成年後見制度利用促進審議会条例新旧対照表(第24条関係)

改正後	改正前	
(庶務)	(庶務)	
第8条 審議会の庶務は、福祉子ども部介	第8条 審議会の庶務は、健康福祉部介護	
<u>護福祉課</u> において処理する。	<u>福祉課</u> において処理する。	

飯能市障害福祉審議会条例新旧対照表(第25条関係)

改正後		改正前	
(庶務)		(庶務)	
第8条	審議会の庶務は、福祉子ども部障	第8条	審議会の庶務は、健康福祉部障害
<u>害福祉課</u> において処理する。		<u>者福祉課</u> において処理する。	

- 27 - 69

飯能市介護保険事業計画等策定委員会条例新旧対照表(第26条関係)

改正後		改正前	
(庶務)		(庶務)	
第8条	委員会の庶務は、 <u>福祉子ども部介</u>	第8条	委員会の庶務は、健康福祉部介護
護福祉課において処理する。		福祉課において処理する。	

69 - 28 -

飯能市地域包括支援センター運営等協議会条例新旧対照表(第27条関係)

改正後		改正前	
(庶務)		(庶務)	
第8条	協議会の庶務は、福祉子ども部介	第8条	協議会の庶務は、健康福祉部介護
護福祉課において処理する。		<u>福祉課</u> において処理する。	

- 29 - 69

飯能市予防接種健康被害調查委員会条例新旧対照表 (第28条関係)

改正後		改正前	
(庶務)		(庶務)	
第8条	委員会の庶務は、健康推進部健康	第8条	委員会の庶務は、 <u>健康福祉部健康</u>
<u>づくり支援課</u> において処理する。		<u>づくり支援課</u> において処理する。	

飯能市男女共同参画推進条例新旧対照表(第29条関係)

改正後	改正前		
(審議会の庶務)	(審議会の庶務)		
第21条 審議会の庶務は、市民生活部市	第21条 審議会の庶務は、市民生活部地		
民協働推進課において処理する。	<u>域活動支援課</u> において処理する。		

69

-31-

飯能市都市計画審議会条例新旧対照表(第30条関係)

改正後		改正前	
(庶務)		(庶務)	
第8条	審議会の庶務は、建設部都市計画	第8条	審議会の庶務は、建設部まちづく
<u>課</u> において処理する。		<u>り推進課</u> において処理する。	

69

飯能市空家等対策協議会条例新旧対照表(第31条関係)

改正後		改正前	
(庶務)		(庶務)	
第8条 協議会の庶	務は、建設部都市計画	第8条	協議会の庶務は、建設部まちづく
<u>課</u> において処理する。		<u>り推進課</u> において処理する。	

- 33:-

飯能市公共事業評価監視委員会条例新旧対照表 (第32条関係)

改正後		改正前	
(庶務)		(庶務)	
第9条	委員会の庶務は、建設部建設管理課	第9条	委員会の庶務は、建設部道路公園課
において処理する。		において処理する。	

飯能市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例新旧対照表(第33条関係)

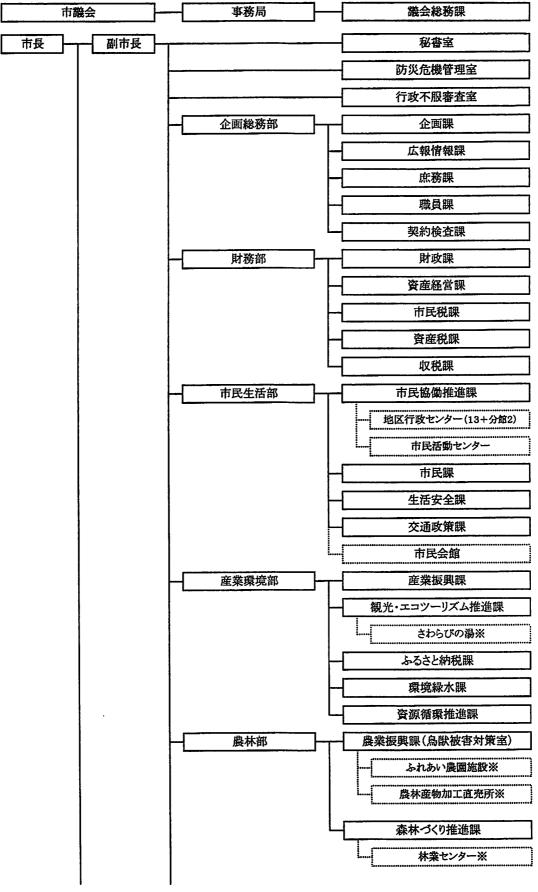
改正後		改正前		
(委員会の庶務)		(委員会の庶務)		
第10条	委員会の庶務は、 <u>防災危機管理</u>	第10条	委員会の庶務は、 <u>危機管理室</u> に	
<u>室</u> において処理する。		おいて処理する。		

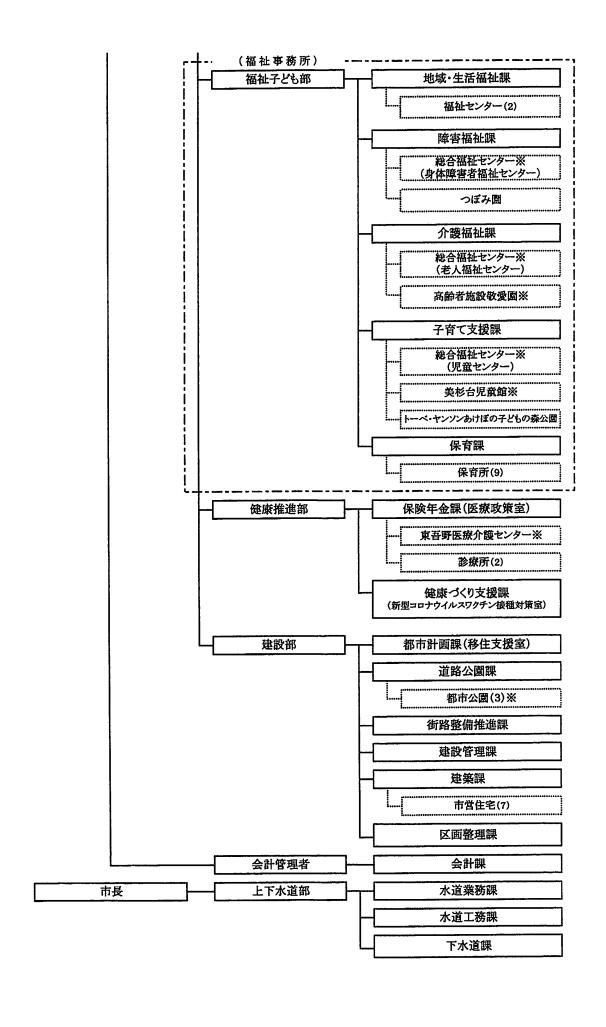
- 35 - 69

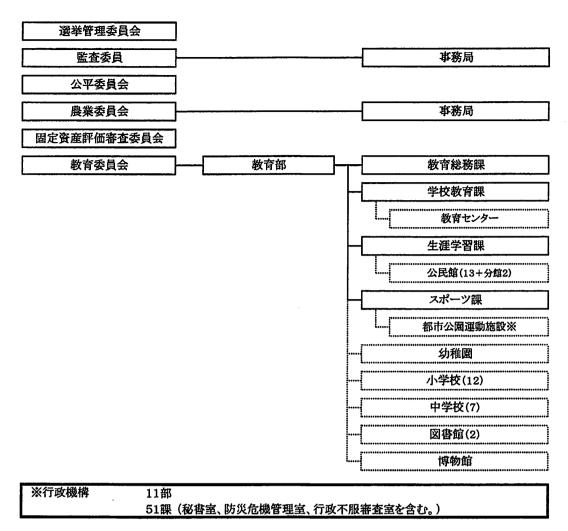
参考

飯能市行政機構図 市機会 市長 副市長

(令和4年4月1日 改正案)



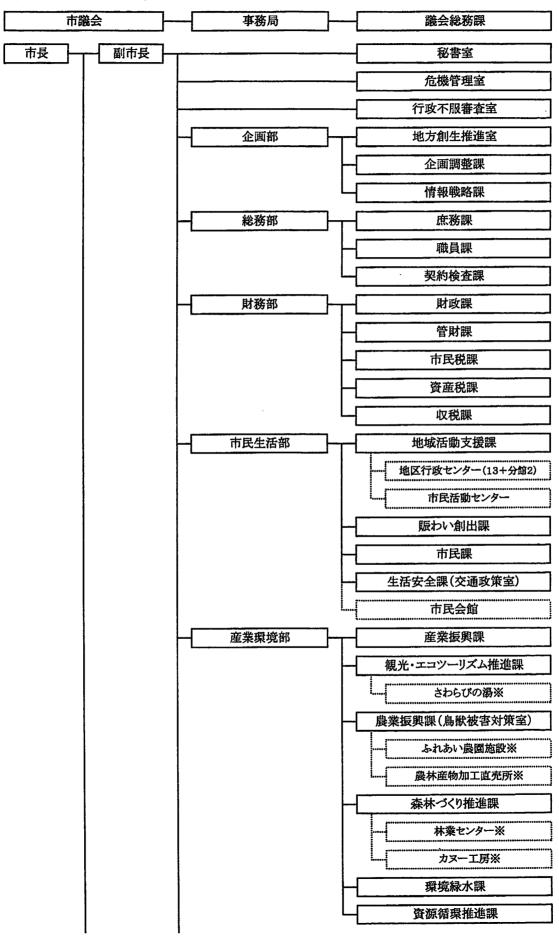


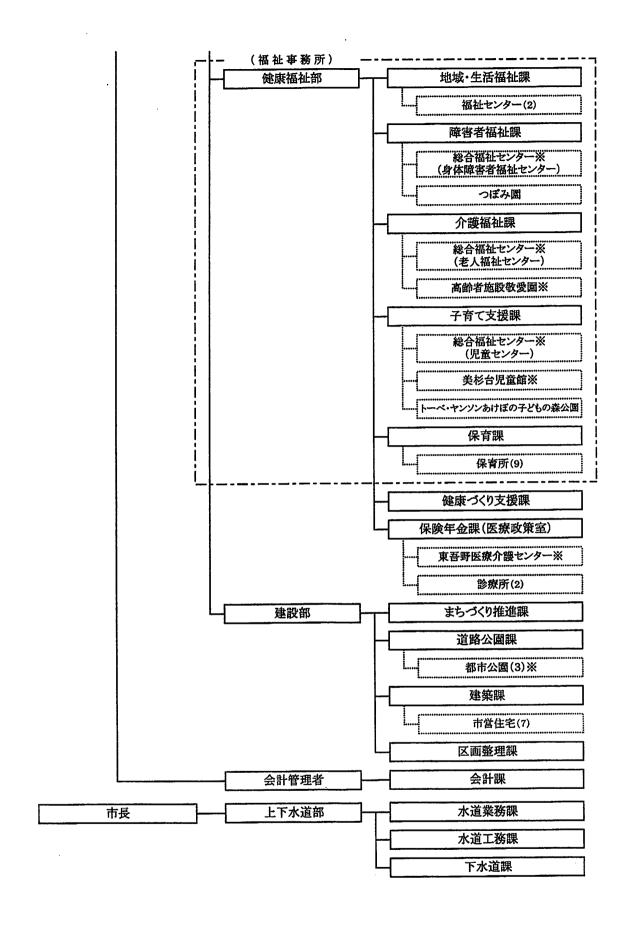


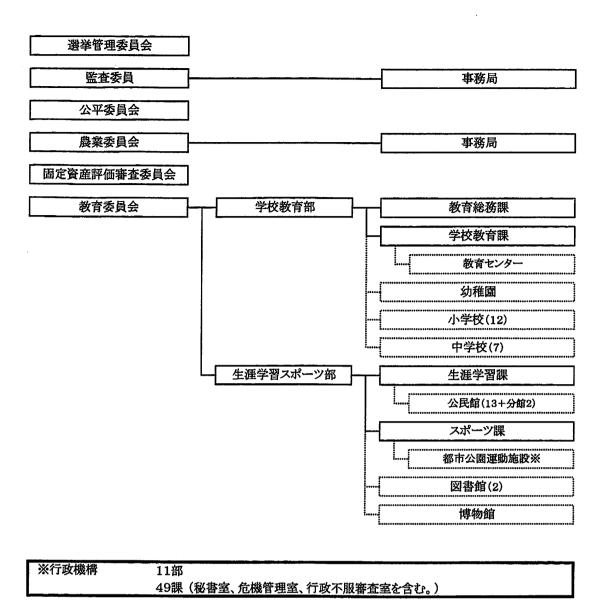
行政機構図中、破線部分は、条例設置施設・機関のうち、職員配置又は指定管理者による管理運営施設・機関を示した。なお、指定管理者による管理運営施設には、※印を付した。

飯能市行政機構図

(令和3年4月1日 現行)







行政機構図中、破線部分は、条例設置施設・機関のうち、職員配置又は指定管理者による管理運営施設・機関を示した。なお、指定管理者による管理運営施設には、※印を付した。